

令和5年 年末の 交通安全県民運動

実施要綱

実施期間

12月13日(水)▶12月22日(金)

重点

- 飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶
- 歩行者の道路横断時の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底



聞こえてくる？

見えてくる？

スローガン

もちましよう
心の余裕と車間距離

交通安全図画最優秀作品(令和4年度知事賞)

長崎県立長崎南高等学校1年(当時)

かしま きらら
加島 来楽々さんの作品



主唱

長崎県交通安全推進県民協議会

運動の 目的

本運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点1

飲酒運転等の悪質危険な 運転の根絶

広く県民に対して、飲酒運転やあおり運転等の悪質性・危険性を呼びかけて、悪質・危険な運転を「しない・させない・許さない!!」との意識の確立を図り、この種の運転を防止するため、次の事項を推進します。

運転者



- 飲酒運転は犯罪であり、刑事罰・行政罰を受けるだけでなく、交通事故を起こしたときには、民事上も厳しい責任を負うこととなることを自覚して、「飲酒運転は絶対にしない」という強い意志を持ちましょう。
 - お酒を飲む予定があるときは、あらかじめ自動車を運転して行くことのないよう徹底しましょう。
 - お酒を飲んで一定時間が経過しても、体にアルコールが残っている状態となるので、お酒を飲むときは、運転予定を考慮し、飲酒時間や飲酒量に注意しましょう。
- 車両を運転するときは、心に余裕を持って運転に集中し、イライラして他人を威嚇するような妨害運転（「あおり運転」）や、安易にスマートフォンを操作するなどの危険な「ながら運転」は絶対にやめましょう。



家庭、学校、地域、職場

- 日頃から、飲酒運転や妨害運転（「あおり運転」）などの悪質・危険性などを話題にして、飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 飲酒運転をしないための検討会の開催、運転開始前・終了後のアルコールチェッカーによる確認など、飲酒運転をさせない環境を整備し、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
- 交通事故や交通上のトラブルを防止するため、ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。

関係機関・団体



- 各種メディアを活用して、「ハンドルキーパー運動の推進」、運転者への「酒類提供・車両提供の禁止」や「飲酒運転車両への同乗禁止」を呼び掛けましょう。

飲酒運転の危険性

アルコールの影響は個人差があるとはいえ、集中力や注意力がにぶる・身体の平衡感覚が狂う・動体視力が落ちて視野が狭くなる・判断能力がにぶるなど、事故の原因となる多くの身体への影響があります。飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしの約7.1倍であり、死亡事故につながる危険性が極めて高くなっています。(令和4年・警察庁資料)

重点2

歩行者の道路横断時の 交通事故防止

横断歩道では歩行者が優先ですが、県内では、横断歩行者が横断歩道で待っていても停止しない車両が多く見られるなど、運転者の歩行者保護意識は決して高いとは言えません。

また、歩行者も、近くに横断歩道があるのに横断歩道ではない場所を横断したり、横断禁止場所を横断するなど、歩行者が横断ルールを守らないことも交通事故の原因となっています。

運転者の歩行者保護意識と歩行者の横断ルールを守るという意識の向上を図るため、次の事項を推進します。

歩行者



- 道路を横断するときは近くの横断歩道を利用し、横断する前には手を挙げて、運転者に「手のひら」を示して横断の意思表示をしましょう。
- 道路を横断するときは、左右の安全確認をしてから横断を開始しましょう。また、横断途中も左右の安全確認をし、特に左から走ってくる車両の確認をしっかりとしましょう。
- 歩行者の横断が禁止されている場所など歩行者に関するルールをしっかりと守りましょう。また、歩きながらの携帯電話使用（歩きスマホ）などの危険な歩行はやめましょう。
- 横断が禁止されている場所以外でも、交通量が多い道路、カーブで先の見通しが悪い場所、夜間の暗い場所などでは、横断しないようにしましょう。
- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、明るい服装に心掛け、反射材を着用しましょう。

運転者

- 運転中は常に歩行者の存在を確認し、歩行者の近くを通行するときや、通学路・交差点等の歩行者の存在が予測できる場所では、あらかじめ安全な速度に減速するなど安全運転を心掛けましょう。
- 横断歩道手前の路面に標示された「ひし型」マークは、先の方に横断歩道があることを知らせる予告標示です。この標示がある場所では、横断歩道の手前で停止できるような速度で進行した上で、歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず歩行者に道を譲りましょう。
- 夕暮れ時は早めのライト点灯を行い、夜間はライトの上向き下向きのコマめな切り替えを徹底し、歩行者を早期に発見しましょう。

家庭、学校、地域、職場、関係機関等

- こどもや高齢者が多く通行する地域では、交差点などでの歩行者の保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保しましょう。
- こどもや高齢者の交通事故実態を踏まえて、参加・体験・実践型の交通安全教室や、高齢者宅訪問活動などによる交通安全指導を推進しましょう。
- 横断禁止場所や交通量の多い危険な道路を横断しようとしている人を見かけたら、横断しないように声掛けしましょう。
- 歩きスマホの危険性についての浸透を図りましょう。

◆ 歩行者のルール・・・横断が禁止されている場所等 ◆



重点3

全ての座席のシートベルトの着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底

後部座席を含めた全ての座席において、シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、以下の事項を推進します。

運転者・同乗者

- 発進前には、「シートベルトを全席着用しているか」や「チャイルドシートを正しく使用しているか」を確認しましょう。
- 助手席や後部座席に同乗する場合は、必ずシートベルトを締めましょう。



家庭・地域・職場

- シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用を習慣付けるとともに、着用・使用の効果について家庭や職場で話し合しましょう。
- 出勤・退社時に、シートベルト着用の確認を行うなど、各事業所において後部座席を含めた着用の徹底を図りましょう。
- 高速乗合バスや貸し切りバス等の事業者は、全ての座席におけるシートベルト着用の指導・広報を行いましょ。

関係機関・団体

- 各種キャンペーンや交通安全教育等を通じて、全ての座席のシートベルトの着用義務とチャイルドシートの使用義務、着用・使用の効果について周知を図りましょう。

※ 令和4年長崎県の後部座席シートベルト着用率（警察、JAFの合同調査）

○一般道 43.8%（全国23位） ○高速道路 69.0%（全国41位）

シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者もこれを着用させなければなりません。（病気などやむを得ない理由がある場合を除く。）道路交通法第71条の3

県内統一行事

| | | |
|------------------------|---------------------|--|
| 12月13日(水) 12月22日(金) | 街頭指導活動・広報活動 強化の日 | 登下校指導、子ども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。 |
| 12月15日(金) | 飲酒運転根絶強化の日 | 飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。 |

令和5年 長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー